利用者負担金(保育料)表 【保育標準時間】

	各月初日の教育・保育を受ける子どもの							
	5世帯の階層区分 8層は市町村民税所得割課税額)		HI- MILLY PARKET COLUMN	A STATE OF A ZAMES AS A STATE OF THE ASSAULT OF THE	3歳児以上			
Santara a	A CONTRACTOR NAME OF CONTRACT OF THE ADMINISTRATION OF THE BASE OF THE			第3子以降	第1子 第2子 第3子以降			
essignation sportboots	生活保護法による被保護世帯	0	0	0				
νB	市町村民税非課税世帯	0	0	0				
C	市町村民税均等割のみ課税世帯	4,400	2,200	0				
	うち、ひとり親世帯等	2,200	0	0				
D1	24,300円 未満	5,400	2,700	0				
	うち、ひとり親世帯等	2,700	0	0				
D2	24,300円 以上 48,600円 未満	6,500	3,250	0				
100	うち、ひとり親世帯等	3,250	0	0				
DЗ	48,600円 以上 61,000円 未満	8,500	4,250	0				
1000	うち、ひとり親世帯等	4,250	0	0				
D4	61,000円 以上 73,000円 未満	10,200	5,100	0				
	うち、ひとり親世帯等	5,100	6 1 0 0	0				
D5	73,000円 以上 85,000円 未満 [うち、73,000円以上77,100]	12,200	6,100	0				
	円以下のひとり親世帯等	6,100	0	0				
D6	85,000円 以上 97,000円 未満	14,300	7,150	0				
D7	97,000円 以上 117,000円 未満	16,400	8,200	0				
D8	117,000円 以上 137,000円 未満	19,500	9,750	0				
D9	137,000円 以上 157,000円 未満	23,300	11,650	0				
D10	157,000円 以上 169,000円 未満	26,900	13,450	0				
D11	169,000円 以上 189,000円 未満	29,300	14,650	0				
D12	189,000円 以上 209,000円 未満	31,400	15,700	0				
D13	209,000円 以上 229,000円 未満	33,300	16,650	. 0				
D14	229,000円 以上 249,000円 未満	35,200	17,600	0				
D15	249,000円 以上 269,000円 未満	37,200	18,600	0				
D16	269,000円 以上 289,000円 未満	38,900	19,450	0				
D17	289,000円 以上 301,000円 未満	40,400	20,200	, 0				
D1,8	301,000円 以上 321,000円 未満	41,800	20,900	0				
D19	321,000円 以上 341,000円 未満	43,200	21,600	0				
D20	341,000円 以上 361,000円 未満	44,300	22,150	0				
D21	361,000円 以上 397,000円 未満	45,600	22,800	0				
D22	397,000円 以上	47,000	23,500	0				

利用者負担金(保育料)表 【保育短時間】

	各月初日の教育・保育を受ける子どもの 保育料 (月額)							
	5世帯の階層区分 諸層は市町村民税所得割課税額)		3歳児未満 第2子	第3子以降				
A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0				
В	市町村民税非課税世帯	0	0	0				
С	市町村民税均等割のみ課税世帯	4,300	2,150	0				
9	うち、ひとり親世帯等	2,150	0	0				
DΊ	24.300円 未満	5,300	2,650	0				
	うち、ひとり親世帯等	2,650	0	0				
D2	24,300円 以上 48,600円 未満	6,300	3,150	0				
	うち、ひとり親世帯等	3,150	0	0				
D3	48.600円 以上 61,000円 未満	8,300	4,150	0				
	うち、ひとり親世帯等	4,150	0	0				
D4:	61,000円 以上 73,000円 未満	10,000	5,000	0				
	うち、ひとり親世帯等	5,000	0	0				
D5	73,000円 以上 85,000円 未満	11,900	5,950	0				
<u> </u>	うち、73,000円以上77,100 円以下のひとり親世帯等	5,950	0	. 0				
D6.	85,000円 以上 97,000円 未満	14,000	7,000	0				
D7	97,000円 以上 117,000円 未満	16,100	8,050	0				
D8	117,000円 以上 137,000円 未満	19,100	9,550	, 0				
D9	137,000円 以上 157,000円 未満	22,900	11,450	0				
D10	157,000円 以上 169,000円 未満	26,400	13,200	0				
D1.1	169,000円 以上 189,000円 未満	28,800	14,400	0				
D12	189,000円 以上 209,000円 未満	30,800	15,400	0				
D13	209,000円 以上 229,000円 未満	32,700	16,350	0				
D14	229,000円 以上 249,000円 末満	34,600	17,300	0				
D15	249,000円 以上 269,000円 未満	36,500	18,250	0				
D16	269,000円 以上 289,000円 未満	38,200	19,100	0				
D17	289,000円 以上 301,000円 未満	39,700	19,850	0				
D18	301,000円 以上 321,000円 未満	41,000	20,500	0				
D19	321,000円 以上 341,000円 未満	42,400	21,200	0				
D20	341,000円 以上 361,000円 未満	43,500	21,750	0				
D21	361,000円 以上 397,000円 未満	44,800	22,400	0				
D22	397,000円 以上	46,200	23,100	0				

保育料基準額表(月額)

(単位:円)

階層			〇歳クラス~2歳クラス				
	区分	定義	保育標準時間		保育短時間		
	_ ,_		第1子	第2子	第1子	第2子	
A	階 麿	生活保護世帯等	0	0	0	.0	
В	階 層	A階層を除き市区町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
	階層	市区町村民税のうち均等割のみの世帯	3,800	1,900	3,700	1,850	
	10 10	うち、ひとり親世帯等	1,900	0	1,850	. 0	
	1	市民税所得割額が 15,000 円未満の世帯	5,200	2,600	5,100	2,550	
	'	うち、ひとり親世帯等	2,600	0	2,550	0	
	2	11 15,000 円以上 29,100 円未満の世帯	6,400	3,200	6,200	3,100	
		うち、ひとり親世帯等	3,200	0	3,100	0	
1	3	11 29,100 円以上 39,000 円未満の世帯	7,600	3,800	7,400	3,700	
	3	うち、ひとり親世帯等	3,800	0	3,700	0	
	4	11 39,000 円以上 48,600 円未満の世帯	8,800	4,400	8,600	4,300	
	4	うち、ひとり親世帯等	4,400	0	4,300	. 0	
	5	11 48,600 円以上 57,700 円未満の世帯	10,200	5,100	10,000	5,000	
		うち、ひとり親世帯等	5,100	0	5,000	.0	
	6	11 57,700 円以上 69,200 円未満の世帯	11,800	5,900	11,500	5,750	
		うち、ひとり親世帯等	5,900	0	5,750	0	
	7	11 69,200 円以上 77,101 円未満の世帯	13,400	6,700	13,100	6,550	
		うち、ひとり親世帯等	6,700	0	6,550	0	
D	8	11 77,101 円以上 87,000 円未満の世帯	15,000	7,500	14,700	7,350	
階層	9	11 87,000 円以上 97,000 円未満の世帯	16,800	8,400	16,500	8,250	
層	10	11 97,000 円以上 109,100 円未満の世帯	18,600	9,300	18,200	9,100	
	11	11 109,100 円以上 126,800 円未満の世帯	20,800	10,400	20,400	10,200	
	12	11 126,800円以上148,000円未満の世帯	23,000	11,500	22,600	11,300	
	13	11 148,000円以上169,000円未満の世帯	25,200	12,600	24,700	12,350	
	14	・ 11 169,000 円以上 193,000 円未満の世帯	27,400	13,700	26,900	13,450	
	15	11 193,000 円以上 219,000 円未満の世帯	29,600	14,800	29,000	14,500	
	16	# 219,000 円以上 245,000 円未満の世帯	31,800	15,900	31,200	15,600	
	17	# 245,000円以上272,000円未満の世帯	34,000	17,000	33,400	16,700	
	18	11 272,000 円以上 301,000 円未満の世帯	36,200	18,100	35,500	17,750	
	19	# 301,000 円以上 350,000 円未満の世帯	38,400	19,200	37,700	18,850	
	20	11 350,000 円以上 397,000 円未満の世帯	40,600	20,300	39,900	19,950	
	21	11 397,000 円以上 500,000 円未満の世帯	42,800	21,400	42,000	21,000	
	22	11 500,000 円以上の世帯	45,000	22,500	44,200	22,100	

〈参考〉令和元(2019)年度利用者負担額(保育料)階層区分表

〇保育園・認定こども園(2号認定・3号認定)・家庭的保育・小規模保育・事業所内保育

		基本月額保育料					
	階層区分	3歳クラ		3歳クラス以上			
Щ.	•	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
1	生活保護世帯	0円	0円				
2	市民税非課税世帯	0円	0円				
3	所得割課税額 6,000円未満	5,000円	4,000円				
4	14,400円未満	8,000円	7,000円				
5	35,400円未満	11,000円	10,000円				
6	54,400円未満	14,000円	13,000円				
7	81,400円未満	17,000円	16,000円	ŀ			
8	102,400円未満	20,000円	19,000円				
9	129,400円未満	23,000円	22,000円	ĺ			
10	146,400円未満	26,000円	25,000円	0円	0円		
11	171,400円未満	28,000円	27,000円	013	داه		
12	195,400円未満	30,000円	29,000円				
13	219,400円未満	33,000円	32,000円				
14	243,400円未満	36,000円	35,000円				
15	261,400円未満	39,000円	38,000円				
16	292,400円未満	42,000円	41,000円	·			
17	317,400円未満	45,000円	44,000円				
18	343,400円未満	48,000円	47,000円				
19	357,400円未満	51,000円	50,000円				
20	357,400円以上	54,000円	53,000円				

青梅市

青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業利用者負担金表

[2号・3号認定子ども 標準時間] (単位:円) 令和元年10月1日現在

陸層	年齡区分		2号認定(3歳以上児)		3号器定(3成末微见)	
区分	内 容		第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護世帯	0	0	0	0	
В1	市町村民税非課税世幣	(ひとり親世帯等)	0	0	0	0
В 2	市町村民税非課税业带	(ひとり親世帯等を除く)	0	0	0	0
С	市町村民税即党世代 所得割取税額	ひとり親世帯等	. 0	0	2, 500	0
	48,600円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	0	0	10,000	5,000
D1	所得地联税額 48,600円以上~	ひとり親世帯等	0	0	3, 000	0
	60,700円未购	ひとり親世帯等以外の世帯	0	0	12,000	6,000
D2	" 60.700円以上~	ひとり親世帯等	0	0	3, 500	0
	72,800円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	0	0	14, 000	7,000
D3	# 72,800円以上~	ひとり親世帯等かつ所得地課税 額77,101円未満の世帯	0	0	4,000	0
	84,900円未満	上紀以外の世帯	0	0	16,000	8,000
D4	# 84.900円以上~ 97,000円未満		0	0	18,000	9, 000
D5	# 97,000円以上~115,000円未満		0	0	20,000	10,000
D6	" 115,000P	P以上~133,000円未満	0	0	22, 000	11,000
D7	# 133,000P	引以上~151,000円未満	0	0	24, 000	12,000
D8	" 151, 000P	P以上~169,000円未満	0	0	26, 000	13,000
D9	# 169,000円	以上~ 202,000円未満	0	0	29, 000	14, 500
D10	# 202,000円	以上~ 235,000円未満	. 0	0	32, 000	16,000
D11	# 235,000円	以上~ 268,000円未満	0	0	35, 000	17, 500
D12	# 268,000円以上~ 301,000円未満		0	0	39, 000	19, 500
D13	〃 301,000円以上~349,000円未満		0	0	43, 000	21, 500
D14	# 349,000円以上~397,000円未満		0	0	48, 000	24, 000
D15	# 397, 000F	別比	0	0	58, 000	29, 000

青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業利用者負担金表

[2号・3号認定子ども 短時間](単位:円) 令和元年10月1日現在

	23 03600272 0						
階層	午輸区分 内容		2号認定(3	8歲以上児	3号認定(3歲未進児)		
区分			第1子	第2子	第1子	第2子	
Α	生活保護世帯	0	0	. 0	0		
В1	市町村民税非課税世帯	(ひとり親世帯等)	0	0	0	0	
B 2	市町村民税非规税世帯	(ひとり親世帯等を除く)	0	0	0	0	
С	市町村民税課税世帯 ひとり親世帯等		0	0	2, 400	0	
	所得割限税額 48,600円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	0	. 0	9,800	4, 900	
D1	万河中駅党額 48,600円以上~	ひとり親世常等	0	0	2, 900	0	
	60,700円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	0	0	11,700	5, 800	
D2	" 60,700円以上~	ひとり親世帯等	0	0	3, 400	. 0	
D2	72,800円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	0	0	13, 700	6, 800	
D3	# 72,800円以上~ 84,900円末満	ひとり親世帯等かつ所得割線 税額77,101円未満の世帯	0	0	3, 900	0	
		上記以外の世帯	0	. 0	15, 700	7, 800	
D4	# 84, 900F	以上~ 97,000円未満	0	0	17, 600	8, 800	
D5	" 97,000円以上~115,000円未満		0	0	19, 600	9, 800	
D6	" 115,000H	以上~133,000円未満	0	0	21,600	10, 800	
D7	# 133,000F	以上~151,000円未満	0	0	23, 500	11, 700	
D8	# 151,000円	以上~169,000円未満	0	0	25, 500	12, 700	
D9	" 169,000円	以上~ 202,000円未満	0	. 0	28, 500	14, 200	
D10	# 202,000円	以上~ 235,000円未満	0	0	31, 400	15, 700	
D11	" 235,000円	以上~ 268,000円未満	0	0	34, 400	17, 200	
D12	# 268,000円以上~ 301,000円未満		0	0	38, 300	19, 100	
D13	』301,000円以上~349,000円未満		0	0	42, 200	21, 100	
D14	# 349,000円	0	0	47, 100	23, 500		
D15	# 397, 000F	以上	0	0	57, 000	28, 500	

昭島市

≪2号・3号認定の方≫

() 内は第2子

単位:円

<u> </u>	3は第2十		甲位 · 円		
市	階層区分	保育時間	保育標準時間	保育短時間	
階層·	哈雷达刀	クラス年齢	3 歳未満	3歳未満	
А	生活保護世帯	0	0		
В	市民稅非課稅世帯	0	0		
С	市民税課税(均等割のみ)世帯		4,100 (2,100)	3,100 (1,600)	
D-1	市民税所得割課税額が 41,800 円未満の世帯	ひとり親世帯等以外の世帯	5,900 (3,000)	4,400 (2,200)	
D-1	PESSENTI (ひとり親世帯等	2,800 (0)	2,100 (0)	
D-2	市民税所得割課税額が 57,600 円未満の世帯	ひとり親世帯等以外の世帯	10,400 (5,200)	7,800 (3,900)	
D-2	1956年1日 2000 日本海沙兰市	ひとり親世帯等	2,800 (0)	2,100 (0)	
D-3	本の技術を含めば、72.000 円土港の世帯	ひとり親世帯等以外の世帯	15,200 (7,600)	11,400 (5,700)	
D-3	市民税所得割課税額が 73,600 円未満の世帯	ひとり親世帯等	2,800 (0)	2100 (0)	
D-4	市民税所得割課税額が 89,800 円未満の世帯	ひとり親世帯等以外の世帯	17,700 (8,900) -	13,300 (6,700)	
0-4		ひとり親世帯等	2,800 (0)	2,100 (0)	
D - 5	市民税所得割課税額が 114,900円未満の世帯		21,700 (10,900)	16,300 (8,200)	
D-6	市民税所得割課税額が 140.100円未滿の世帯		26,100 (13,100)	19,600	
D-7	市民税所得割課税額が 162,000 円未満の世帯		35,500 (17,800)	26,600 (13,300)	
D-8	市民税所得割課税額が 223,800円未満の世帯		40,100 (20,100)	30,100 (15,100)	
D-9	市民税所得割課税額が 262.600 円未満の世帯		47,300	37,300	
D-10	市民税所得割課税額が 293,800 円未満の世帯		(23,700) 51,400	(18,700)	
D-11	市民税所得割課税額が 325,900 円未満の世帯		(25,700) 55,500	(20,700) 45,500	
			(27,800) 57,600	(22,800) 47,600	
D-12	市民税所得割課税額が 358,000円未満の世帯		(28,800)	(23,800)	
D-13	市民税所得割譲税額が 390,100 円未満の世帯		59,600 (29,800)	49,600 (24,800)	
D-14	市民税所得割課税額が 390,100円以上の世帯		61,600 (30,800)	51,600 (25,800)	

資料 2-2